

## 沖縄県交通事業者安全・安心確保支援事業補助金について

平素より沖縄県交通行政にご理解・ご協力を賜り誠に感謝申し上げます。

さて、県では、昨今の燃油高騰において経営状況が悪化している交通事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することとしております。

つきましては、本補助金に係る資料等を送付いたしますので、ご確認のうえ、補助金申請の検討のほど、よろしく申し上げます。

※補助要件の一部を緩和しました。これまで「燃料費率の増加」が要件となっておりましたが、「燃料費率の増加」と「経常損益額の減少」のいずれかに該当すれば要件を満たすよう緩和しています。詳しくは申請受付要領をご確認下さい。

※本補助金の申請説明会の動画を、沖縄県トラック協会のHPにて令和5年11月13日（月）から配信いたします。説明会資料もあわせてHPに掲載しますのでご確認願います。

沖縄県トラック協会 HP : <http://okitora.or.jp/>

## 添付資料

申請受付要領	1
電子申請記載例	7
紙申請記載例	29
添付資料例	32

(添付資料は、燃料費、売上高または経常損益、台数がわかるものです。)

# 沖縄県交通事業者安全・安心確保支援 事業補助金（貨物自動車運送事業者）

## 【 申請受付要領 】

### ※補助要件の緩和

下記対象者の②について、これまで「燃料費率の増加」が要件となっていたが、**「燃料費率の増加」と「経常損益額の減少」のいずれかに該当すれば要件を満たす**よう緩和しています。

※第1期、第2期、第3期の要件を同様に緩和しています。

※他の要件（下記対象者の①、③）は、これまで同様満たす必要があります。

### 対象者

県内に住所・本店を有し、以下の要件を全て満たす事業者が対象となります。

- ①貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送事業を行っている者
- ②新型コロナウイルス感染症流行前における燃油高騰前（令和元年度）と現在と比較し、売上に占める燃料費率が増加している事業者**または経常損益額が減少している事業者**
- ③対象期間中の燃料費（令和4年4月～令和5年9月のうち申請時の月平均額）が1万円以上の事業者

※なお、燃料高騰が始まった令和4年1月以降に開業した事業者は補助対象外とします。

### 申請受付期間

令和5年10月20日（金）～11月30日（木）

ただし、電子申請の場合は23:59まで、郵送の場合は消印有効

### 申請方法

### 電子及び紙文書による申請

電子申請であれば、以下のURLまたはQRコードからお申込み下さい。

#### 第1期＋第2期

[https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=3417](https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3417)

#### 第3期

[https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=3418](https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3418)

下の二次元バーコードからもアクセスいただけます。

第1期＋第2期



第3期



紙申請であれば、以下の「沖縄県交通事業者安心・安全確保支援事業HP」から必要書類をダウンロードし、申請してください。

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/kotsu/rikujo/r4hojyokinn.html>

# 1. 支援金の目的

コロナ禍において、原油価格・物価高騰等の影響を強く受けた交通事業者に対し、運行継続を支援するため、予算の範囲内において「沖縄県交通事業者安全・安心確保支援事業補助金（以下「県補助金」という。）」を給付します。

## 2. 補助対象期間

- ① 第1期：令和4年4月～9月
- ② 第2期：令和4年10月～令和5年3月
- ③ 第3期：令和5年4月～9月

## 3. 給付要件

次のすべての要件を満たす事業者が、県支援金の給付対象となります。

- ① 令和4年4月1日から令和5年9月30日までの間、貨物自動車運送事業法に基づく貨物自動車運送事業を継続していること。
- ② 沖縄県内に住所を有する個人事業者又は沖縄県内に本店を有する法人事業者であること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症流行前における燃油高騰前(令和元年度)と現在と比較し、売上高に占める燃料費率が増加している事業者 **または経常損益額が減少している事業者**
- ④ 対象期間中の燃料費（令和4年4月～令和5年9月のうち申請時の月平均額）が、一台当たり1万円以上の事業者

※なお、燃料高騰が始まった令和4年1月以降に開業した事業者は補助対象外とします。

## 4. 補助額

補助額は、①補助対象経費と②基準額のうち、低い額となります。補助対象経費及び基準額の算定式は次に掲げるとおりとします。

### 【補助額の算定式】

#### ① 第1期

補助事業者	①補助対象経費	②基準額	補助額
貨物自動車運送事業を行っている者（ただし、上記対象者に記載されている要件を満たすことが必要です。）	A-B A：対象期間の燃料費 B：対象期間の燃料費を燃料高騰比率(115.7%)で除した額(A/115.7%)	1台当たりの燃料高騰相当額 57,000円×事業者保有台数※ ※事業者保有台数とは、貨物自動車運送事業法に基づく認可等を受けた車両に限る。	①、②のうち少ない額

② 第2期

補助事業者	①補助対象経費	②基準額	補助額
貨物自動車運送事業を行っている者（ただし、上記対象者に記載されている要件を満たすことが必要です。）	A-B A：対象期間の燃料費 B：対象期間の燃料費を燃料高騰比率(115.7%)で除した額(A/115.7%)	1台当たりの燃料高騰相当額 57,000円×事業者保有台数※ ※事業者保有台数とは、貨物自動車運送事業法に基づく認可等を受けた車両に限る。	①、②のうち少ない額

③ 第3期

補助事業者	①補助対象経費	②基準額	補助額
貨物自動車運送事業を行っている者（ただし、上記対象者に記載されている要件を満たすことが必要です。）	A-B A：対象期間の燃料費 B：対象期間の燃料費を燃料高騰比率(112.2%)で除した額(A/112.2%)	1台当たりの燃料高騰相当額 44,000円×事業者保有台数※ ※事業者保有台数とは、貨物自動車運送事業法に基づく認可等を受けた車両に限る。	①、②のうち低い額

## 5. 支払手続きの流れ及び給付方法

- ①事業者→県交通政策課 交付申請書提出(令和5年10月20日～令和5年11月30日)  
添付資料：
  - ・燃料費の月毎の使用計画（実績）書（任意様式）
  - ・売上高の月毎の使用計画（実績）書（任意様式）

**または**

経常損益額が分かる資料（例：国に毎年提出する一般貨物自動車運送事業損益明細表（第2号様式）

  - ・口座振込用の通帳の表紙(写し・表面・裏面)
  - ・保有台数がわかる資料等
- ②県交通政策課→事業者 審査後、交付決定及び額の確定通知書及び請求書送付  
※審査により、修正等県より指示があった場合は、速やかに対応してください。指示があった翌日から1ヶ月以内若しくは3回以内のやりとりで終了しない場合は、特段の事情がない限り不給付になりますので、ご注意ください。
- ③事業者→県交通政策課 請求書（代表者印押印）を郵送にて提出
- ④県交通政策課→事業者 補助金の給付 ※給付方法は、口座振込となります。

## 6. 申請方法

### ①申請方法：電子申請及び紙文書による申請

※原則、電子申請により申請してください。例外として、電子申請を行える環境にない（スマートフォン等の端末機をもっていない）、若しくは、操作の仕方がよくわからないという事業者に対し、紙文書による申請を受け付けます。

#### 1) 電子申請の場合

- ①申請方法：下記のQRコードを読み取るか、次のURLを入力し、電子申請ページへ移行してください。

Webサイトアドレス (URL)

第1期+第2期

[https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=3417](https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3417)

第3期

[https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=3418](https://apply.e-tumo.jp/pref-okinawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=3418)

下の二次元バーコードからもアクセスいただけます。

紙文書による申請は、支給までに数ヶ月時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

第1期+第2期



第3期



- ②迷惑メール設定をされている方は、必ず次の3つのドメインからのメールを受信できるように設定してください。なお、メール受信設定の操作方法については、事務局では対応できませんのでご了承ください。

- (1) info@
- (2) @pref.okinawa.lg.jp
- (3) @s-kantan-mail.bizplat.asp.lgwan.jp

#### 2) 紙文書による申請の場合

- ①申請方法：次のURLを入力し、ホームページへ移行し、様式をダウンロードし、所定事項を記載してください。

紙文書による申請は、給付までに数ヶ月を要しますのであらかじめご了承ください。

沖縄県交通事業者安全・安心確保支援事業補助金ホームページ(URL)

<https://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/kotsu/rikujo/r4hojyokinn.html>

- ②紙文書による申請は、郵送のみ受け付けます。FAX等では受け付けませんのでご了承ください。

- ③紙文書による申請において、資料確認等のため、電話番号及びE-mailアドレスは必ず記載してください。迷惑メール設定されている方は、電子申請と同様の作業を行ってください。

② 受付期間：令和5年10月20日（金）～ 11月30日（木）

### ③ 通知等

申請内容を審査した結果、県補助金の給付要件を満たすと認められるときは、交付決定通知書等を送付しますので、同封された請求書に押印のうえ、事務局に送付していただきますようお願いいたします。指定の口座に補助金を振り込みます。（申請に使用した口座をご確認ください。）

県補助金の給付要件を満たさないと認められるときはメール等により事由を付して不給付の旨、通知します。

## 7. 問い合わせ及び送付先

**事務局：沖縄県企画部交通政策課陸上交通班**

**（交通事業者安全・安心確保支援事業担当）**

**電話：098-866-2045**

**Eメール：[aa015500@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa015500@pref.okinawa.lg.jp)**

**住所：〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2（7階 交通政策課）**

**運営期間：令和5年10月20日（金）～11月30日（木） 9:00～17:00**

**（月～金 平日のみ）**

## 8. 留意事項

- ① 申請内容に確認を要する点がある場合や不備がある場合は、個別にメールまたは電話でご連絡します。確認の連絡後や電話が不通で、1か月以上経過しても応答がない又は不備等が解消されない場合は、県補助金を不給付として取り扱うことがあります。
- ② 県補助金の支出事務の円滑・確実な実行を図るため、沖縄県は、必要な検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- ③ 県補助金の申請情報については、類似の支援事業等で活用する場合があります。予めご了承ください。
- ④ 申請書等を郵送する場合は、郵便番号、住所に加え、必ず「**7階 交通政策課**」と記載するようお願いいたします。
- ⑤ **請求書には、必ず代表者印を押印していただきますようお願いいたします。**
- ⑥ **予算に限りがあります。先に審査の通った事業者から給付し、予算がなくなり次第本事業を終了する場合がありますので、早めの申請をお願いします。**

### **虚偽申請及び不正受給への対応について**

申請書の審査段階及び一般からの各種情報提供等により、虚偽申請・不正受給が疑われる事業者については、県警と適宜情報共有し、補助金を不正受給した事実が判明した場合は、受給した補助金全額を返還していただくなど厳正に対処します。

安易な考えで虚偽申請を行うことは重大な結果を招くこととなりますので、対象となる事業者でないにもかかわらず対象事業者を装い申請するなど、虚偽の申請は絶対に行わないようご注意ください。

---

## 9. その他

- ① 市町村においても、対象事業者に対する支援を行っている可能性がありますので、詳しくは最寄りの市町村にお問い合わせください。
- ② 保有台数においては、第1期は令和4年9月30日時点、第2期は令和5年3月31日時点、第3期は令和5年9月30日時点で認可等を受けている台数を記載してください。